

# 平成30年度南房総市立三芳中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。けんかやふざけ合いであっても、心身に影響を与える要素があれば、いじめと認知して対応していく。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその防止に努める。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の重点目標の一つに「生命を大切にし、基本的人権を尊重する態度の育成」を掲げ、一人一人の人権を尊重し、いじめを見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな上層と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳授業参観等を実施する。

## イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①生徒対象生活アンケート調査 年2回（9月、2月）
- ②保護者対象生活アンケート調査 年2回（9月、2月）
- ③教育相談を通じた学級担任および全職員による生徒からの聞き取り調査

年2回（6月・2月）

\*なお、いじめに関するアンケート用紙は少なくとも5年間保存とする。

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行いやすいように次の通り相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用  
（5月から全員面接と年間通しての相談）

(ウ) いじめの防止等のための対策と資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施しいじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

## ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(ア) 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### (ア) いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導会議」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導会議」を設置し、その中に「いじめ防止対策委員会」「緊急いじめ対策委員会」を設け、学校長の指示を受け必要に応じて会を開催していく。

### (イ)〔構成員〕

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、~~学年主任~~、  
特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

### (ウ)〔活 動〕

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

### (エ)〔開 催〕

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## (3) いじめに対する措置

(ア) いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無並びに内容の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への助言を継続的に行う。また、「止めた」と判断しても再発の可能性があり得ると捉え、日常的に観察していく。

(ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときには、保護者と連携を図りながら、当該者を一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### (4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、南房総市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

- (ア) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。